

平成 26 年度 第 2 回 在宅介護委員会会議報告

日程：6 月 25 日（水）

場所：市薬会議室

時間：21：00～

出席者：中川勝憲、河野吉昭、山下幸子、小田村元昭、永崎一樹、中村三喜雄、徳永修（順不同、敬称略）

議題：●報告事項

・6 月 19 日（木）：第 3 回 薬看連携研修会

・訪問看護師から、困難事例の検討

・参加者：37 名（内、薬剤師 21 名↓、看護師 15 名、在宅医 1 名）

在宅医の意見は重要だが、批判的な発言も見受けられる。本来の目的である交流・情報交換と少しズレが生じているとの意見（看護師）があり、今後、内容の検討を行う。

・6 月 25 日（水）：第 1 回 緩和・無菌調剤研修会 ※研修センター研修会（1 単位）

・大塚製薬を招き、輸液の勉強会を行う

・参加者：21 名

在宅医療における、輸液（水分補給、栄養補給）に関する基礎的な知識と、注意点の話。平成 26 年度の法改正における、輸液、医療材料の取扱いについての説明。実際に、輸液を無菌的に調整する輸液バックを使い、実演してみた。

・＜その他＞

6 月 3 日（火）：総合病院 緩和ケア研修会 19：00～

6 月 13 日（金）：県北緩和医療学会 研修会 19：00～

●今後の予定

・「地域包括ケア概論」：6 月 28 日（土） 長崎国際大学 10：30～ （徳永）

・地域包括支援センター運営協議会：7 月 10 日 保健所 19：00～ （徳永）

・地域医療支援病院との薬薬連携講習部門の基礎知識導入偏として

8 月 21 日（木） 19：30～ 「化学療法の基礎知識」（小田村）

●検討事項

①H26 年度の事業内容の具体的実施事項の検討

②その他

《検討事項》

●H26 年度の事業内容

①**基礎講習**：問い合わせで、レセプトや書類作成など在宅の導入部分に関する質問は多く寄せられている。また、今後実施をしたいとの薬局に対し、必要な講習。フィジカルアセスメントなども含め。

主任：河野 補佐：山下

・県薬のフィジカルアセスメント研修会が以下の日程で開催される予定。市薬としては、参加を促し、興味を持ってもらう。

	日時	時間	場所
第1回	平成26年7月27日（日）	10：00～16：00	長崎県薬剤師会会館4階
第2回	平成26年8月24日（日）	10：00～16：00	長崎県薬剤師会会館4階
第3回	平成26年12月頃	10：00～16：00	長崎県薬剤師会会館4階
第4回	平成27年2月15日（日）	10：00～16：00	長崎県薬剤師会会館4階

- ・基礎的な講習に関しては、現在の所は、未定。
- ・高額医療に関して、基礎的な事を学べる機会がほしい。

②**緩和講習・無菌講習**：地域医療支援病院が在宅医療に踏み切れば、必ず関わっていく問題でもある。スキルアップが必要。→簡易型クリーンベンチの購入も考慮

主任：中川 補佐：小田村

- ・輸液に関する研修会（座学の部分）は、終了。今後、実践に必要な経験のための研修会が必要。
- ・具体的には、②実地研修：研修先の候補…共済病院：手順や手続きなど

③**地域医療支援病院（総合・労災・共済・中央）との薬薬連携講習**：在宅医療チームに参加していくための前段階。ニーズの把握と環境整備。

主任：小田村 補佐：中村

- ・8月21日の「化学療法の基礎知識」研修会を予定。
- ・現時点では、中央病院の動きはないとの事。（河野）

④**多職種連携講習**：現在、地域包括支援センター、訪問看護協会だけだが、その他の団体とも交流の場を作っていく。顔の見える薬剤師。

主任：中村 補佐：永崎

- ・先に挙げたように、訪問看護師に不安感が芽生え始めている。今後の対応として、①訪問看護業務を行っていて、薬剤師の必要性を感じる場面の抽出。②薬剤師との連携は、どの様にしたら出来るのかを、具体的に理解してもらう。③仕組みや費用に関して理解してもらう。
- ・6月9日（月）：中央包括支援センターのケア会議にて、講演（中川）

⑤**「サポート薬局」体制の研究**：今後、薬局の横の連携が必要となってくる。24時間対応になればなおさらである。班割りや地域割りなども含め考えていく。

主任：永崎 補佐：中川、河野

- ・サポート薬局の仕組みと、「基準調剤加算1」との関係が明確になった。九州厚生局
- ※サポート薬局を作る場合、①自局が「基準調剤加算1」を申請している場合と、②申請していない場合

に分かれる。

①の場合、「基準調剤加算 1」の申請で、協力薬局として記載した薬局のみが、サポート薬局の対象となり、その中から選ぶ必要がある。つまり、このリストに掲載されていない薬局とは、サポート薬局関係が結べないという事になる。今回の申請は、お互いの薬局が「基準調剤加算 1」を算定するために、申し合わせた協力関係の場合もあり、サポート薬局に対する認識は少なかったと思われる。今後、リスト以外の薬局と、サポート薬局の関係を結ぶ場合には、申請の変更が必要になる。このリストに掲載される薬局に関しては、対象となる薬局の「基準調剤加算 1」申請の有無は問われていない。

②の場合は、申請時のリスト提出も行っていないので、改めての申請などは不要。

その他、「基準調剤加算 2」の場合は、自局での完結になるので、サポート薬局は発生しない。

●その他

- ・各包括支援センターケア会議に参加した場合は、報告を挙げてもらおう。

●次回の委員会の予定

8月の勉強会の後

以上